

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十七年六月十九日第五号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成三十年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

取消番号	第二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	平成三十年 四月二十七日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県入間市河原町千三百番五、千三百七番七、 千三百七番十六、千三百七 番二十八の各一部及び河原 町千三百番五、千三百三番 三、千三百三番十三、千三 百七番七、千三百七番十六、 千三百七番二十八の各先
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十二・六六
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇